ごみのポイ捨て**禁止!!**

**市内全域で、吸殻や空き缶等のポイ捨ては禁止です**

【前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例】

第５条　　市民等は、ポイ捨てを防止するため、自ら生じさせた吸い殻・空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理しなければならない。

第８条　２　何人も、ポイ捨てをしてはならない。

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1)　第８条第２項の規定に違反した者

２　市長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、

是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第１６条　第１３条第２項の規定による命令に違反した者は、２万円の過料に処する。